

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針

【フォローアップ資料】

令和 8年 4月 30日

豊橋河川事務所

「水防災意識社会」の再構築ビジョン

平成27年12月

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の策定

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。
- ・これを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。
- ・この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。
- ・この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。

平成29年6月

「水防法等の一部を改正する法律」の施行

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。
- ・この災害を受け、とりまとめられた同審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されました。

平成29年6月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のとりまとめ

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめました。

平成31年1月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成30年7月豪雨では、広域のかつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。
- ・これを受けて取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。
- ・これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定しました。
- ・国土交通省では、「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させ、一刻も早い再構築を目指します。

令和2年7月

流域治水プロジェクトへの転換



水ビジョンと流域治水プロジェクトの連携を新たにスタート

出典: 国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

1. 概ね5年間で実施する取組み(令和3年度以降)

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 広域避難計画の検討実施

- ①避難場所、避難ルート of 検討
- ②避難勧告等発令エリア of 検討
- ③防災拠点 of 整備
- ④広域防災ネットワーク of 構築

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

- ①住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②防災情報伝達ツールの改良・開発
- ③要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保



4) 多機関連携型タイムライン作成

- ①避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成



5) わかりやすい防災情報提供

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等
- ④防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑤水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ⑥住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ⑦水害リスク空白域の解消

(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

- ①地元との合同巡視の実施
- ②治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用
- ③河川防災ステーション及び防災拠点 of 整備
- ④実働訓練の実施
- ⑤河川管理者と水防団等の情報共有
- ⑥水防活動の担い手の確保対策
- ⑦堤防道路と主要道路との接続
- ⑧住民の活動支援方法 of 検討
- ⑨流域住民への働きかけ
- ⑩排水計画 of 検討
- ⑪堤防決壊シミュレーションの実施
- ⑫災害時及び災害復旧に対する支援



◆自治会・企業・学生による水防工法(月の輪工法)
2019年豊川・矢作川連合総合水防演習・広域連携防災訓練

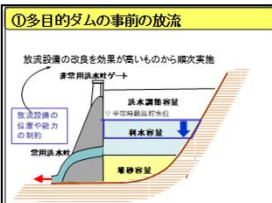
7) 流域治水を踏まえたハード対策

- ①堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強
- ②鵜の首狭窄部開削に向けた取組み
- ③堤防整備 ④河道掘削 ⑤遊水地整備
- ⑥矢作ダム再生
- ⑦河川管理施設の適切な維持管理
- ⑧護岸整備、浸透対策の実施
- ⑨堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ⑩恒久堆砂対策施設(矢作ダム) of 検討
- ⑪耐震対策・粘り強い堤防 of 検討
- ⑫貯留区域内の避難路整備(冠水対策) of 検討
- ⑬地下貯留浸透施設の整備検討

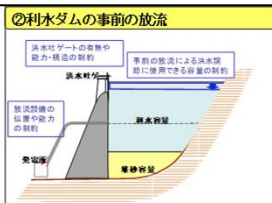


◆広田川菱池遊水地イメージ

①多目的ダムの事前の放流



②利水ダムの事前の放流



出典:
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第1回) 国土交通省 説明資料

既設ダム洪水調節機能強化

令和7年度の主な取り組み

項目	関連する取組内容
① 広域避難計画の検討実施	・ 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。 ・ 隣接市等への広域避難体制を構築
② 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	・ 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。 ・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。
③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	・ 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。 ・ 協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・ 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。
④ 多機関連携型タイムライン作成	・ 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。
⑤ わかりやすい防災情報提供	・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。 ・ 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。 ・ 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。
⑥ 水防計画の立案・水防活動の強化	・ 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。 ・ 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。 ・ 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。 ・ 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。
⑦ 流域治水を踏まえたハード対策	・ 鵜の首地区水位低下対策事業 ・ 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

(1) 避難指示等発令対象エリアの検討

- ## 令和7年度の実施内容

- 

令和8年度の実施予定

- ・継続して検討実施

岡崎市

高浜市

4 高 防 第 3 9 号
令和 4 年 6 月 3 0 日

避難情報の判断・伝達マニュアル

高 浜 市

令和 4 年 6 月改定

[illegible]

- ### ▲避難判断マニュアル 避難情報の発令判断基準(抜粋)

- ## ▲避難判断マニュアル 避難情報の発令判断基準(抜粋)

【①広域避難計画の検討実施】

(2) 広域避難体制の構築

- 隣接市等への広域避難体制を構築する。

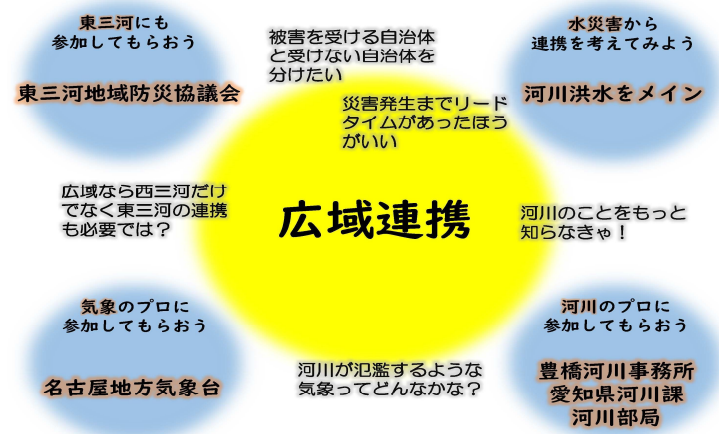
令和7年度の実施内容

- 広域避難を計画するうえでの課題の検討を行った。(岡崎市)
- 西三河9市1町の災害時相互応援協定に基づき、連絡先の交換や研究会を行い、広域避難体制の構築を実施。(豊田市)
- 防災訓練で広域避難を試行(西尾市)
- 水防災協議会で情報を共有(愛知県、豊橋河川事務所)

岡崎市

課題

- 自治体間での足並みが揃っていない。
- 検討するうえでの、各自治体の基礎情報の共有ができていない。
- 各自治体、それぞれの計画、調整、対策、対応で精いっぱい。
- 基本的なリソース不足。



▲広域連携～広域避難体制～ イメージ

令和8年度の実施予定

- 近隣自治体(西三河9市1町)間での情報や課題の共有と連携に向けた検討を進める。
- ★愛知県(西三河県民事務所)★
- 「西三河における災害時相互応援体制の具体化に向けた検討」
- <応受援カウンターパート>
- 基本的にパートナーとなっている市町を優先に応援を実施
 - リーダー市はグループ内の全体的な応援、応受援の調整、グループ間の応援等の調整を行う。

グループ①		グループ②	
リーダー：豊田市		リーダー：岡崎市	
碧南市×安城市	刈谷市×みよし市	西尾市×幸田町	高浜市×知立市

▲カンウターパートの参考イメージ(R8年度検討予定)



▲西三河防災連携研究会ワークショップ(R8.2.19)の様子

(3)水防災教育の実施

- ・ 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。

令和7年度の実施内容

- ・ 小中学校、市民団体、自主防災組織に対する出前講座、防災講演会、地区説明会等の実施(幸田町、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、愛知県、豊橋河川事務所)
- ・ 県教育委員会等との打合せによる防災教育資料の利活用の推進(名古屋地方気象台)
- ・ 令和8年度防災気象情報の改善に係る周知広報への取り組み(名古屋地方気象台)

令和8年度の実施予定

- ・ 継続して検討実施

碧南市



刈谷市



高浜市



▲小学校出前講座

▲防災講習会

(4)防災教育に関する指導計画の作成支援

- ・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。

令和7年度の実施内容

- ・ 小中高等の学校17校にて、出前講座を実施(岡崎市)
- ・ 教育関係者への勉強会を実施する事などを検討(豊田市)
- ・ 市内小中学校に対し、防災教育を実施(西尾市)
- ・ 中学生に向けた防災講座を実施。(知立市)
- ・ 県教育委員会等との打合せによる防災教育資料の利活用の推進(名古屋地方気象台)
- ・ 令和8年度防災気象情報の改善に係る周知広報への取り組み(名古屋地方気象台)
- ・ 水防災協議会で防災教育ツールを紹介。(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- ・ 継続して検討実施
- ・ 要望に応じて実施
- ・ 教育委員会との連携した防災気象情報の利活用の推進
- ・ 防災教育ツール(学校教材)の提供

西尾市



▲防災教育

知立市

▼令和7年度知立中学校防災教育



【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(5) 要配慮者の避難確保計画

- 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。

令和7年度の実施内容

- 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況の把握。(岡崎市)
- 引き続き策定要領資料を市HPで公開。(碧南市)
- 市内対象施設は、避難確保計画策定済(刈谷市)
- 消防署と協力の上、避難確保計画に基づく訓練の実施。(豊田市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を依頼。(安城市)
- 未策定施設に対し、引き続き策定を促した。(西尾市)
- 要配慮者利用施設において計画策定済及び実施状況を報告(知立市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を依頼(高浜市)
- 避難確保計画未作成の施設に対し作成を依頼(幸田町)
- 策定済みの施設は避難訓練の実施と実施状況を把握(幸田町)
- 愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議に出席(愛知県)
- 水防災協議会で事例紹介。(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- 継続して検討実施
- 未策定施設に対し、計画策定の通知文の送付
- 避難確保計画の作成促進のための案内に併せて、見直しや訓練の実施を案内。
- 浸水想定区域図の追加指定に併せて作成が必要となった施設への作成依頼の継続

愛知県

▼要配慮者利用施設における避難確保計画作成の進捗状況(R7.3月末時点)

	対象施設数	作成施設数	作成率(%)
洪水	7,984	6,130	76.8
雨水出水	2,538	1,504	59.3
高潮	4,329	2,734	63.2
津波	2,069	1,598	77.2
土砂災害	366	301	82.2

令和7年度 愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議	
日時 令和7年7月30日(水) 9時45分から	
場所 愛知県自治センター 会議室E	
(次第)	
1 本会議について	【資料1】
2 最新情報について	
・避難確保計画作成等の進捗状況	【資料2】
・洪水浸水想定区域の指定について	【資料3】
・土砂災害警戒区域等の指定状況等について	【資料4】
・津波災害警戒区域について	【資料5】
・高潮浸水想定区域の指定について	【資料6】
3 取組について	
・事務局の取組	【資料7】
・国の取組	【資料8】
4 アンケートの結果について	
・事前アンケートの結果	【資料9】
・アンケートに関する質疑応答、討議等	

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(6)洪水時の情報伝達体制・方法の検討

- 協議会の場合等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。

令和7年度の実施内容

- 対象施設へ防災情報伝達ツールの導入の啓発をした。(岡崎市)
- 防災情報伝達ツールの複線化の推奨した(碧南市)
- 要請に応じて、講座の開催や、ハザードマップの配布を行う。また、とよたマップの活用を案内(豊田市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に安城市防災行政アプリを周知。(安城市)
- リスト化し、地域防災計画に掲載。(西尾市)
- 水防災協議会で事例紹介(豊橋河川事務所)



令和8年度の実施予定

- 継続して検討実施

岡崎市

▲防災啓発チラシ

碧南市

▲市公式LINEの活用

市公式LINEと防災メールを連携させることで、気象情報や火災情報などの防災・災害情報も受信できるようになりました。

- 配信情報**
- 防災情報・国民保護・気象注意報・気象警報・特別警報・竜巻注意情報・記録的短時間大雨情報・土砂災害警戒情報・震度情報・津波注意報・津波警報・大津波警報・矢作川河川情報・南海トラフ地震臨時情報・建物火災・・・等

防災啓発情報も、毎月配信中！！

(7) 公共施設や災害拠点病院の機能確保対策

- 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。

令和7年度の実施内容

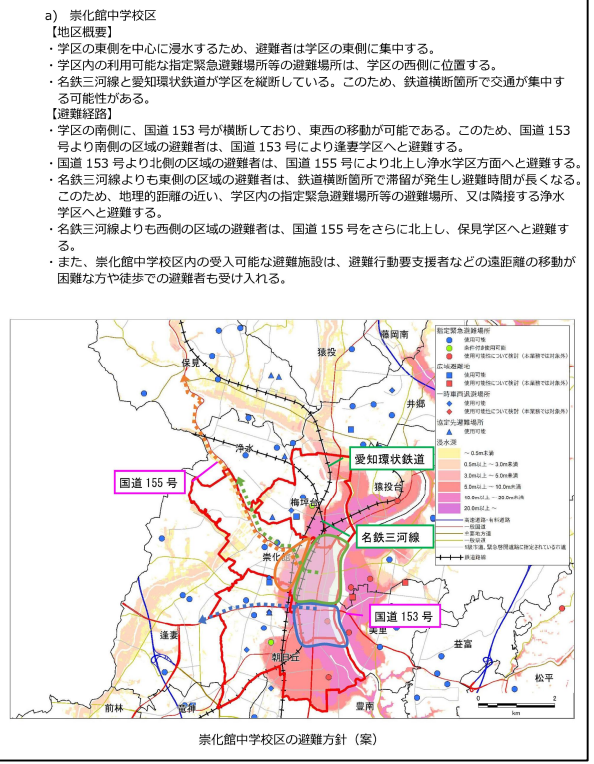
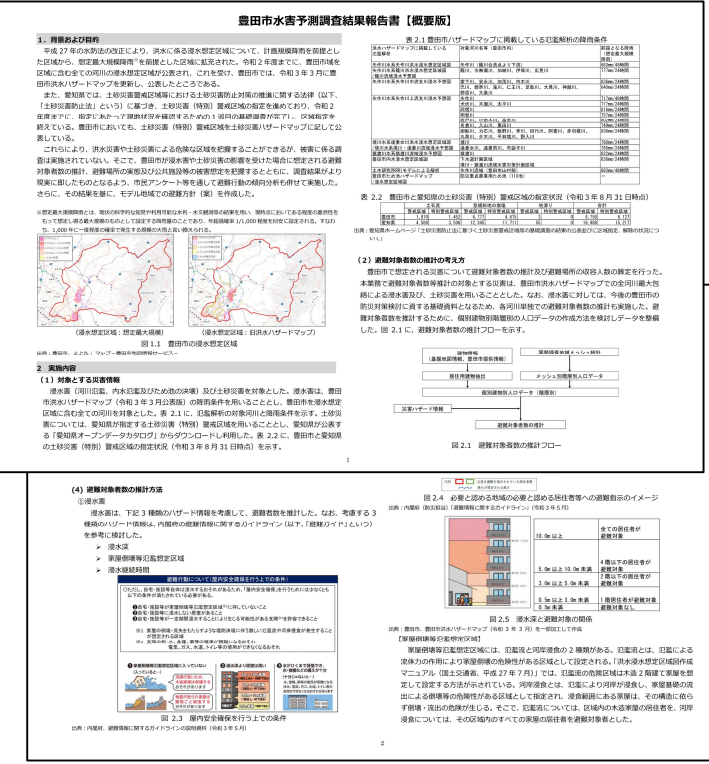
- 矢作川氾濫における課題の検討を行った(岡崎市)
- 要請に応じて、講座の開催。また、被害予測調査結果の活用を案内。(豊田市)
- ハザードマップ等で各施設に情報を共有。(西尾市)
- 水防災協議会で事例紹介(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- 課題への対策の検討及び引き続き対策の検討を行う。
- 継続して検討実施

豊田市

- 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成し、さらに愛知県内の1巡目の土砂災害(特別)警戒区域の指定が完了したことで、市全域の水害リスクを把握することができたため、市の水害に関する基礎調査を独自に実施し、「豊田市水害被害予測調査結果報告書」を作成しました。
- 本調査の中で、避難対象者が多く、利用できる指定緊急避難場所の限られる中学校区(崇化館、朝日丘、梅坪台、上郷、石野)をモデル地区として、市民アンケート等を基に、避難方針(案)を作成しました。
- 本調査の報告書概要版と避難方針(案)は豊田市ホームページで公開中です。



【④多機関連携型タイムライン作成】
(8)タイムラインの作成と見直し

- 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。

令和7年度の実施内容

- 計画に基づくタイムラインの見直しを実施。(岡崎市)
- 災害対策本部の動きの検証及び訓練の実施。(刈谷市)
- 昨年度関係機関と協力し、全庁をあげて庁舎浸水を想定した訓練の課題を検討した。(豊田市)
- タイムラインを活用した避難訓練(大雨行動訓練)を実施。(安城市)
- 実際の災害対策本部においてタイムラインを使用し検証・見直し。(西尾市)
- 水防災協議会で水害対策タイムライン等の出水期の体制を確認(愛知県)
- 訓練でのシナリオ作成などの支援が可能である旨を自治体に伝えた。※一部自治体から訓練実施の検討を計画したい旨の相談を受けているところ。(名古屋地方気象台)
- 洪水対応訓練(演習)を実施。(豊橋河川事務所、矢作ダム)

令和8年度の実施予定

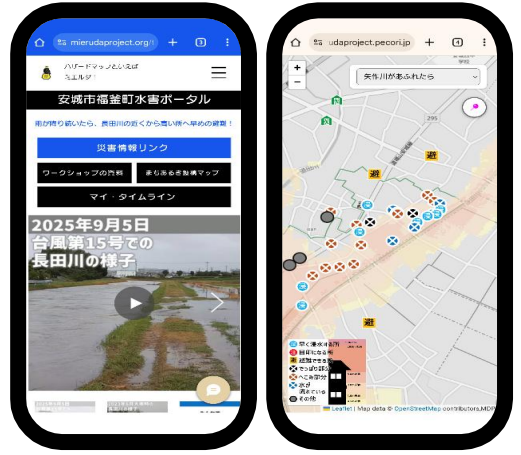
- 継続して検討実施
- 計画に基づき、適宜タイムラインの見直しを行う。
- 訓練結果を基に庁舎浸水時のタイムラインの見直しを継続的に実施をする。

刈谷市



▲災害対策本部情報収集等図上訓練

安城市



▲町内会がワークショップで作成した水害ポータル

安城市雨水マスタープランに基づき、市内の5町内会で実施。デジタルマップやマイ・タイムラインを作成し、防災意識を醸成し続けるための取り組みを実施している。

西尾市



▲タイムライン

【⑤わかりやすい防災情報提供】

(9)防災情報伝達ツールの活用

・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。

令和7年度の実施内容

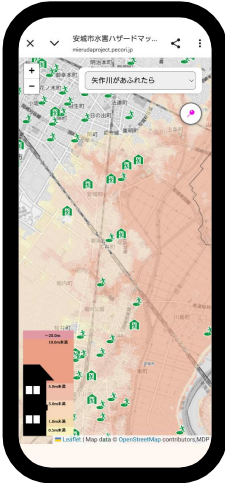
- ・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等による防災情報伝達ツールを活用した。(岡崎市)
- ・ 防災情報伝達ツールを活用。(碧南市)
- ・ 防災メール、防災ラジオ等を活用した情報伝達を実施。(刈谷市、知立市、高浜市、)
- ・ 緊急メールとよたやSNS等を利用して、避難情報等を配信。(豊田市)
- ・ HP、安城市防災行政アプリ、ケーブルテレビ、防災ラジオ、SNS等を活用し、災害情報等を伝達。(安城市)
- ・ 防災アプリ、メール、LINE等のSNS、ケーブルテレビ等を利用した情報伝達を実施。(西尾市)
- ・ 防災情報伝達ツールとして、防災メール、ライン、ケーブルテレビを活用(幸田町)
- ・ X(旧Twitter)等で情報発信。(豊橋河川事務所、矢作ダム)

安城市



防災アプリにおける防災豆知識「防災コラム」の提供
頻発する災害への備えとして運用しているスマートフォンアプリの「安城防災ナビ」に、もしものための防災知識を学ぶ防災コラムを定期配信

◀ 安城防災ナビ



防災アプリにおけるデジタル水害ハザードマップの提供
頻発する災害への備えとして運用しているスマートフォンアプリの「安城防災ナビ」に「デジタル水害ハザードマップ」を実装した。

◀ 安城防災ナビ

令和8年度の実施予定

・ 継続して検討実施

幸田町

○防災メールとラインは、同じ内容文で発信

○活用例

- ・ 災害対策本部の設置／廃止
- ・ 避難情報の発令／解除
- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時の注意呼びかけ
- ・ 地震発生後の注意呼びかけ

2025年9月5日 警報発令時の発信例

▼防災メール発信例

▼ライン発信例

ケーブルテレビ活用例

▼河川カメラ画像

・ 河川カメラ: 4箇所
・ アンダーパスカメラ: 3箇所

○ケーブルテレビにて河川水位やアンダーパスの浸水状況等を確認
(常時2~3箇所の画像が画面下側に表示され1分で切り替わる)

○危険箇所があった場合、別個に画像を確認
(河川カメラはyoutubeにて確認)

河川カメラ(観音橋)拡大画像

鷺田アンダーパス拡大画像

【⑤わかりやすい防災情報提供】

(10)不動産関連事業者への水害リスク情報の提供

- 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。

令和7年度の実施内容

- 見やすい水害ハザードマップへの更新、わかりやすく適切な電話対応(岡崎市)
- 不動産業者に対し、HP及び窓口で情報提供を実施。(碧南市)
- 窓口等での説明、ホームページによる周知。(刈谷市)
- 豊田市3Dハザードマップを公表し、一般の市民の方へ視覚的に分かりやすい防災情報の発信。(豊田市)
- 不動産取引時の重要事項に関する説明をHPに掲載。(安城市)
- 窓口や電話において対応。(西尾市、知立市、高浜市)
- 水防災協議会で事例を共有。(豊橋河川事務所)



令和8年度の実施予定

- 継続して検討実施
- 豊田市3Dハザードマップを継続して公表し、普及を促す。



■ 水防法の規定に基づく水害ハザードマップについて (宅地建物取引業者の方へ)

令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引における重要事項説明の対象項目として「水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が追加されました。水防法の規定に基づく刈谷市水害ハザードマップが提供する情報については下記のとおりです。

区分	水防法に基づく記載の有無	使用データ	備考
洪水 (外水氾濫)	有	1級河川(矢作川):洪水浸水想定区域図 2級河川(境川、逢妻川、逢妻女川、瀬田川):愛知県浸水予想図	2級河川については、浸水リスク情報を正しく住民に周知するため、水防法の指定区域外(上流部や支川)も含まれている「浸水予想図」の内容を記載しています。
雨水出水 (内水氾濫)	無 (水防法に基づかない独自の記載有)	刈谷市内水浸水想定区域図	市内には、雨水出水浸水想定区域(水防法14条の2)の指定・公表がされていませんが、「内水氾濫」の浸水リスク情報を住民に周知するため、刈谷市独自で作成した「内水浸水想定区域図」に基づきハザードマップを作成しております。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【刈谷市HP】

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/anshin/1019750/1002813.html>



近年、大規模洪水の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素になっていくところ。そのため、不動産取引における重要事項説明の対象項目として「水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」を事前に説明することが義務化されています。

よくある質問 (重要事項説明について)

Q1. 安城市における「水防法に基づく水害ハザードマップの有無」を確認したい。

A1. 安城市水害ハザードマップで、水防法に基づくもの(※)は次の2つです。

- 矢作川の洪水(ハザードマップ裏面「もし、矢作川があふれたら」)
- 高瀬(ハザードマップ裏面「もし、高瀬が発生したら」)

※水防法に基づいたものとは、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するハザードマップを指します。

※愛知県が管理する河川の洪水(ハザードマップ裏面「もし、鹿柴川・猪瀬川・長田川などがあふれたら」)については、令和6年度末までに水防法に基づく洪水浸水想定区域として指定される予定です。(詳細は愛知県ホームページを参照ください(外部リンク))

※雨水出水浸水想定区域(ハザードマップ裏面「もし、市内の水路があふれたら」)は、安城市が独自に作成したものであり、水防法に基づくハザードマップではありません。

Q2. 水防法に基づく浸水想定区域以外の洪水や雨水出水(内水氾濫)については説明しなくてよいのか。

A2. 水防法に基づく水害ハザードマップの対象外であるため、重要事項説明書における説明義務は発生しません。ただし、安城市水害ハザードマップではあらゆる水害リスクを考慮し、水防法に基づかない愛知県浸水予想図や安城市内水浸水想定区域図も掲載しています。また、これらの浸水想定は計算結果に基づくものであり、雨の降り方によっては浸水の想定がされていない地域においても水害が発生する可能性もあります。取引の対象となっている宅地または建物の所在地が浸水想定区域の外にあるからといって、水害リスクがないと相手方が誤認しないよう配慮してください。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【安城市HP】

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/yakudachi/hazardmap/index.html>

(11)まるごとまちごとハザードマップの整備

- ・ 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。

令和7年度の実施内容

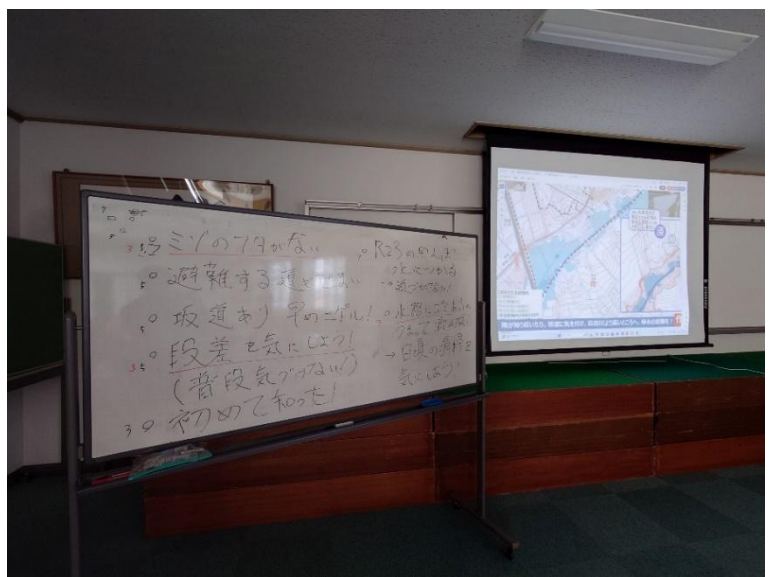
- ・ 必要に応じて設置検討。(豊田市)
- ・ 公共施設に整備した想定浸水深表示を維持管理。(安城市)



令和8年度の実施予定

- ・ 継続して検討実施

安城市



▲手づくりハザードマップワークショップ(福釜町内会)

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】
(12)河川管理者と水防団等の情報共有

- 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的の実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。

令和7年度の実施内容

- 矢作川重要水防箇所合同巡視へ参加、水防資機材の点検(岡崎市)
- 矢作川重要水防箇所合同巡視に参加(碧南市、安城市、西尾市)
- 水防災資材等の点検。(刈谷市、豊田市)
- 合同巡視を実施(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- 継続して検討実施

碧南市

開催日: 令和7年11月16日(日)
場所: 矢作川河川敷(碧南市)
参加人数: 103名
収集量: 40.6kg

西尾市

開催日: 令和7年5月28日(水)



▲河川巡視状況(R7)



▲実施状況



(13)水防団募集の広報・活動調整の実施

- 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。

令和7年度の実施内容

- 各イベント等において消防団員(水防団員)の募集の広報。(岡崎市)
- 地域説明会等の実施。(碧南市)
- 愛知教育大学における消防団加入促進PRの実施。(刈谷市)
- SNS等を活用した広報活動の実施。(豊田市)
- 消防団員(水防団員)の募集をPRLした。(安城市)
- 公式SNSで消防団員(水防団員)の活動を発信しPRLした。(西尾市)
- 消防団加入促進用啓発品を作成し、イベントで配布。(知立市)
- 様々なイベント、機会を通じ消防団員を募集した。(高浜市)
- あらゆる機会、広報誌等を通じて消防団員を募集した。(幸田町)
- 水防災協議会で事例紹介。(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- 継続して検討実施
- 消防団(水防団)における水防業務の定着を図る

刈谷市



▲愛知教育大学でのPR活動

知立市



▲新春消防団フェス



高浜市



▲消防団PR活動



幸田町



(14)被災状況等の情報提供の充実

- ・ 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。

令和7年度の実施内容

- ・ 西三河九市一町の災害時相互応援協定に基づく連絡先の交換及び勉強会への参加。(豊田市)

令和8年度の実施予定

- ・ 継続して検討実施
- ・ 必要に応じて、蒲郡市土砂災害、能登半島地震の対応

能登半島地震

蒲郡市土砂災害



▲物資の支援



照明車準備状況



▲現地での調査・作業



照明車による支援状況

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】 (15)竹林伐開等の活動

- 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。

令和7年度の実施内容

- ・愛護会活動支援。(豊田市)
- ・水防災協議会で事例紹介(豊橋河川事務所)

令和8年度の実施予定

- ・継続して検討実施

百々水辺愛護会とトヨタ自動車寮生会の共同による矢作川竹林伐採の実施
(令和7年11月9日)

豊田市

▼百々水辺愛護会・今井会長のあいさつ



▼矢作川竹林伐採状況(R7年度)



【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(16) 鵜の首地区水位低下対策事業

- 鵜の首地区水位低下対策事業は令和2年度より着手し、令和7年度は狭窄部の掘削を行うための前段階として樹木伐採を実施。また、鵜の首地区には内山2号古墳があるため、掘削工事着手に先立ち事業箇所における埋蔵文化財調査を実施。
- 令和8年度も引き続き埋蔵文化財調査を行うとともに、掘削工事に着手する予定です。

令和7年度までの実施内容

- ・河道掘削
- ・樹木伐採 等

◆実施概要



【位置図】

令和8年度の実施予定 引き続き実施予定



【R7伐採状況 R8.2月時点（上流より望む）】

◆埋蔵文化財調査の状況



【R7埋蔵文化財調査箇所（下流より望む）】



【R7埋蔵文化財調査の実施状況】

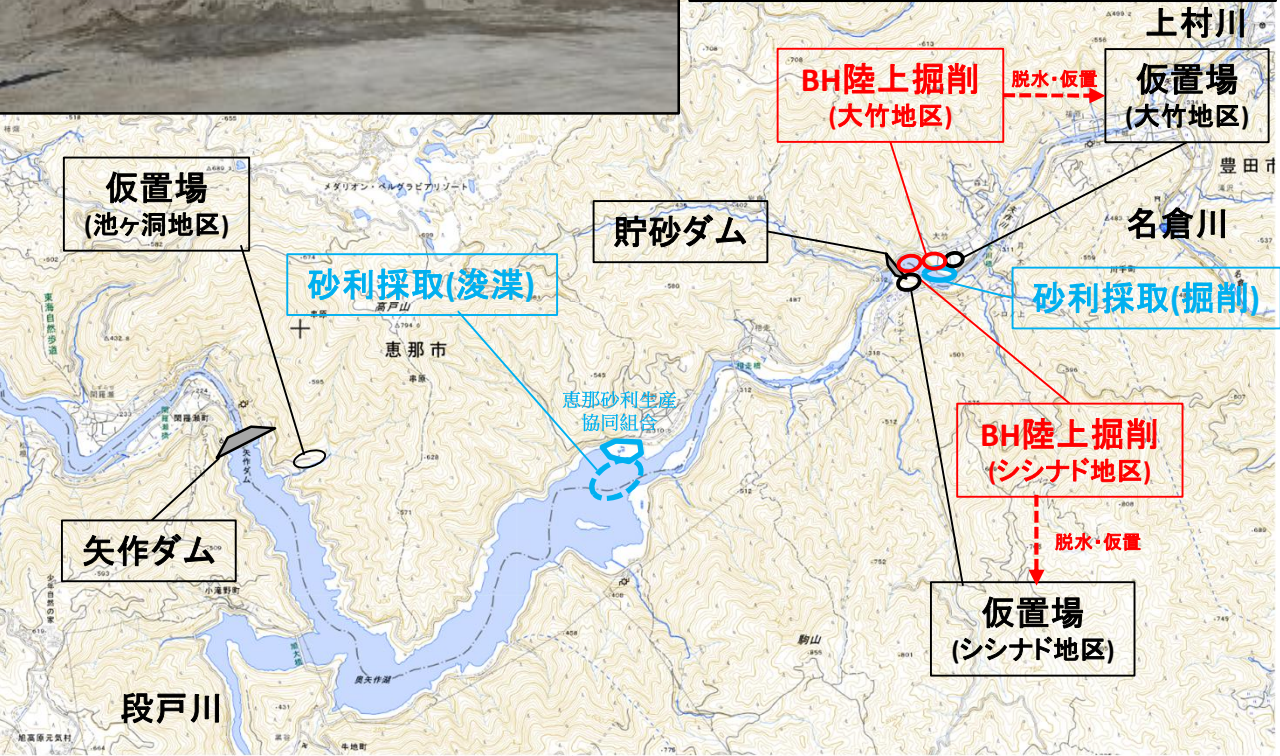


【出土品 石製管玉（古墳時代）】

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(17) 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

- 矢作ダム貯水池の容量維持を図るため、堆積した土砂を搬出するべく、**国の掘削工事**と**民間の砂利採取**を実施する。
- 令和7年度では、シシナド地区や大竹地区は、施工性コスト面から冬季に貯水位を低下させ、バックホウによる陸上掘削を実施。令和8年度も同一箇所での掘削を実施予定。
- 砂利採取(浚渫・掘削)は、貯水池内の同一範囲で実施を予定。



令和7年度の実施内容

- ・堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ・掘削・搬出の効率化に向けた検討



令和8年度の実施予定

- ・掘削や浚渫を継続的に実施
- ・堆砂対策を効率的・効果的にするための施設等に関する検討
- ・置土量の増加に資する土砂供給方法の検討